

測量調査等設計業務にかかる四日市市の発注基準について

(令和8年6月1日現在)

測量調査等設計業務の発注にあたっては、下記事項及び発注基準によることとする。

なお、下記に掲げる要件は、一定の発注基準を表すもので、その業務ごとに必要と認める場合は、別途条件を付すことができる。

記

(1) 技術者にかかる取扱事項

- ① 照査技術者は当該業務の管理技術者を兼ねることはできない。
- ② 配置技術者は、資格を証する書類の写しと3ヵ月以上の雇用関係を証する書類の写しの提出を求める。ただし、市内本店業者については本市技術者名簿に登録のある者はこの限りでない。
- ③ 本市発注業務において、管理技術者は3件まで兼務可能とする。ただし、業務履行上の契約違反（契約辞退を除く）による資格停止措置を受けている者は、当該期間終了の翌日から1年間に公告（指名）される業務については、管理技術者の兼務を不可とする。なお、資格停止期間満了後3カ年を経過するまでの間に上記の資格停止を受ける場合は、兼務不可の期間を2年間とする。

(定義)

1. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、委託契約書第10条第1項の規定に基づき、受託者が定めた者。
2. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、委託契約書第11条第1項の規定に基づき、受託者が定めた者。

(2) 測量調査等設計業務の発注基準

【測量業務】

業務内容		企業要件			配置技術者要件		
		住所要件	業種	業務実績	管理技術者	照査技術者	業務実績
一般的な業務	簡易な業務	市内本店	測量業務登録	—	測量士	—	—
	標準的な業務	市内本店	測量業務登録	—	測量士	—	必要に応じて求める
	高度な業務	求めない	測量業務登録	必要に応じて求める	測量士	—	必要に応じて求める

注) 1 : これにより難しい場合は、入札参加資格審査会に諮ることとする。

注) 2 : 簡易な業務、標準的な業務、高度な業務については、「別紙 事業別業務内容」による。

注) 3 : 同時期に同種案件の測量業務を発注する場合において、受託者の業務量・業務範囲等を勘案し、受託本数の制限を行うことができる。

【土木関係建設コンサルタント業務】

業務内容		企業要件			配置技術者要件			
		住所要件	業種	業務実績	管理技術者	照査技術者	業務実績	
一般的な業務	簡易な業務	測量及び設計業務	市内本店	測量業務登録又は建設コンサルタント	—	測量士又は技術士又はRCCM	—	—
		—	市内本店	測量業務登録又は建設コンサルタント	—	測量士又は技術士又はRCCM	—	—
	標準的な業務	①	市内本店又は県内本店で市内受任者	建設コンサルタント	—	技術士又はRCCM(必要に応じて専門部門及び選択科目を求める)	技術士又はRCCM(必要に応じて専門部門及び選択科目を求める)	必要に応じて求める(市内本店以外)
②	県内本店又は県内受任者	必要に応じて求める						
高度な業務	①	県内本店又は県内受任者	建設コンサルタント	必要に応じて求める	〇〇部門で選択科目を〇〇とする技術士	〇〇部門で選択科目を〇〇とする技術士又は〇〇部門のRCCM	必要に応じて求める	
	②	求めない		必要に応じて求める				〇〇部門で選択科目を〇〇とする技術士

注) 1 : これにより難しい場合は、入札参加資格審査会に諮ることとする。

注) 2 : 技術士には、建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者で、国土交通大臣が認定した「技術管理者」を含む。

注) 3 : RCCM(シビルコンサルティングマネージャー)とは、社団法人建設コンサルタンツ協会が実施する試験に合格し、登録した者をいう。

注) 4 : 上記表中「建設コンサルタント」とは本市入札参加資格者名簿に「建設コンサルタント」として登録されているものを指す。

注) 5 : 予定価格 500 万円未満の業務は、原則、「簡易な業務」とする。

注) 6 : 簡易な業務、標準的な業務、高度な業務については、「別紙 事業別業務内容」による。

注) 7 : 測量及び設計業務の発注は、双方が簡易な業務となる場合に限る。

注) 8 : 上記表中「市内受任者」とは「測量・調査・設計業務における四日市市内受任者の認定基準要領」に基づく認定を受けているものを指す。

注) 9 : 上記表中「県内受任者」は「測量・調査・設計業務における四日市市内受任者の認定基準要領」に基づく認定を受ける必要がない。

【建築コンサルタント業務】

業務内容		企業要件				配置技術者要件		
		住所要件	業種	業務実績	事務所要件	管理技術者	照査技術者	業務実績
一般的な業務	簡易な業務	市内本店	建築コンサルタント登録	—	—	1級又は2級建築士以上	—	必要に応じて求める
	標準的な業務					1級建築士		
高度な業務		求めない	建築コンサルタント登録	必要に応じて求める	必要に応じて求める	1級建築士	—	必要に応じて求める

注) 1 : 高度な建築設計業務とは、大規模な新築・増築（原則として延べ床面積 1,000 m²以上）にかかる建築設計業務及び耐震設計業務をいう。

注) 2 : 一般的な建築設計業務において建築基準法等の制限がある場合はそれを優先する。

注) 3 : 業務の必要に応じ、事務所要件として所属建築士の資格及び人数を求めることができる。

例：「1級建築士〇名以上」

【地質調査業務】

業務内容		企業要件			配置技術者要件		
		住所要件	業種	業務実績	管理技術者	照査技術者	業務実績
一般的な業務	市内本店	地質調査	—	必要に応じて求める	技術士〔応用理学部門（地質）または建設部門（土質及び基礎）〕又は地質調査技士	—	必要に応じて求める
	市内本店又は市内受任者						
高度な業務		求めない	地質調査	必要に応じて求める	技術士〔応用理学部門（地質）または建設部門（土質及び基礎）〕	技術士〔応用理学部門（地質）または建設部門（土質及び基礎）〕又は地質調査技士	必要に応じて求める

注) 1 : 地質調査技士には、地質調査業者登録規程第3条第1号イに規定する地質調査の技術上の管理をつかさどる専任の者を含む。

注) 2 : 上記表中「地質調査」とあるものは本市入札参加資格者名簿に「地質調査」として登録されて

いるものを指す。

注) 3：一般的な業務、高度な業務については、「別紙 事業別業務内容」による。

注) 4：一般的な業務のうち予定価格 500 万円未満の業務を、原則「市内本店」の区分とする。

注) 5：上記表中「市内受任者」とは「測量・調査・設計業務における四日市市内受任者の認定基準要領」に基づく認定を受けているものを指す。

【補償コンサルタント業務】

業務内容	企業要件			配置技術者要件		
	住所要件	業種	業務実績	管理技術者	照査技術者	業務実績
補償業務	県内本店又は 県内受任者	補償コンサル タント	必要に応じて 求める	〇〇部門に登 録のある補償 業務管理士	補償業務管 理士	必要に応じ て求める

注) 1：補償業務管理士には、補償コンサルタント登録規程第 3 条第 1 号に規定する補償業務の管理をつかさどる専任の者含む。

注) 2：上記表中「補償コンサルタント」とあるものは本市入札参加資格者名簿に「補償関係コンサルタント」として掲載されているものを指す。

注) 3：管理技術者は、発注する業務内容に応じた部門を求める。(物件部門、事業損失部門など)

【その他の測量調査設計業務委託に関連する委託業務】

業務内容	企業要件			配置技術者要件		
	住所要件	業種	業務実績	管理技術者	照査技術者	業務実績
建築機械設備・ 建築電気設備等 の設備設計	求めない	建築コンサル タント	必要に応じ て求める	設備設計一級 建築士又は建 築設備士	求めない	必要に応じ て求める

業務内容	企業要件		配置技術者要件		
	住所要件	業種	管理技術者	照査技術者	点検従事者
橋梁点検	市内本店又は 県内本店で 市内受任者	建設コンサル タント	建設部門（鋼構 造及びコンクリ ート）の技術士 又は R C C M （鋼構造及びコ ンクリート）	建設部門（鋼構 造及びコンクリ ート）の技術士 又は R C C M （鋼構造及びコ ンクリート）	下記のいずれかの者 ・「三重県橋梁点検技術者講 習会」を受講し、受講証 明書の交付を受けた者 ・国土交通省登録資格の内、 次に該当するもの 施設分野：橋梁（鋼橋ま たはコンクリート橋） 業務：点検または診断 ・技術士（建設部門鋼構造 及びコンクリート）

注) 1：国土交通省登録資格とは、国土交通省の HP における「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿」の令和 8 年 2 月までに登録された資格を示す。

注) 2：上記表中「市内受任者」とは「測量・調査・設計業務における四日市市内受任者の認定基準要領」に基づく認定を受けているものを指す。

別紙 事業別業務内容

【測量業務】

(道路関係)

一般的な業務		高度な業務
簡易な業務	標準的な業務	
<ul style="list-style-type: none"> ・路線測量、基準点測量、水準測量、平板測量などで設計業務を前提としないもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計業務のための路線測量、基準点測量、水準測量、平板測量など 	<ul style="list-style-type: none"> ・航空写真測量 ・左記に類する高度なもの

【土木関係建設コンサルタント業務】

(道路関係)

簡易な業務	一般的な業務		高度な業務	
	標準的な業務		①	②
	①	②		
<ul style="list-style-type: none"> ・簡易な詳細設計、修正設計、歩道設計(簡易)：主とした業務が下記のいずれか相当のもの ・生活に身近な道路整備事業 ・標準設計の使用する構造物 ・上記に準じる簡易なもの ・解析業務(資料整理的な業務) 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路詳細設計(主に二次製品や標準設計を使用する構造物) ・標準的な構造物詳細設計(標準設計を使用する) ・仮設構造物詳細設計 ・橋梁架設工(下記橋梁設計に準ずる) ・橋梁設計(単純)(橋長 25m 程度まで) ・付属施設設計 擁壁(標準設計を使用する) 法面工(簡易) ボックスカルバート(二次製品または標準設計を使用する) 	<ul style="list-style-type: none"> ・概略・予備設計(小規模な路線で簡易な地域) ・道路詳細設計(主に二次製品や標準設計を使用しない構造物) ・ダイヤ型 IC ・標準的な構造物詳細設計(標準設計を使用しない) ・仮設構造物詳細設計 ・橋梁架設工(下記橋梁設計に準ずる) ・橋梁予備設計(橋長 45m 程度まで) ・橋梁設計(単純)(橋長 45m 程度まで) ・横断歩道橋(簡易) ・横断地下道 	<ul style="list-style-type: none"> ・概略・予備設計(市街地部、山間部) ・道路詳細設計(市街地部、山間部、解析業務を要するなど高度な設計) ・高規格道路等の詳細設計(自動車専用道路、もしくは同様の規格を有する道路) ・トランペット、クローバ型 IC ・重要構造物概略・予備・詳細設計 ・橋梁架設工(下記橋梁設計に準ずる) ・橋梁予備設計(橋長 100m 程度まで) ・橋梁設計(連続、2 径間程度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・予備設計(大規模な路線または、長大橋、長大トンネルを含む地域等の路線) ・高規格道路等の概略、予備設計 ・特殊構造物概略・予備・詳細設計(現場条件から特殊な工法、仮設工法が必要な物) ・橋梁架設工(下記橋梁設計に準ずる) ・橋梁予備設計(橋長概ね 100m 以上) ・橋梁設計(多径間・高度) ・トンネル設計(破碎帯、断層等が想定されるもの、または 1km 以上) ・上記に準じるもの

	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎設計 長杭 長寿命化修繕等詳細設計（構造計算を要しない） ・解析業務（下記のもので標準（簡易）の技術力を要するもの） 地域計画、道路網計画、交通需要計画、交通量解析、経済調査、整備効果調査、生態系調査、環境調査、影響評価、景観設計、沿道整備計画等 ソフトな検討・解析を行うもの 土質・地質の解析 測量調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・付属施設設計 擁壁（普通または標準設計を使用しない） 補強土（普通） 法面工（普通） ボックスカルバート（標準設計を使用しない） ・基礎設計 長杭 長寿命化修繕等詳細設計（構造計算を要する） ・解析業務（下記のもので標準（普通）の技術力を要するもの） 地域計画、道路網計画、交通需要計画、交通量解析、経済調査、整備効果調査、生態系調査、環境調査、影響評価、景観設計、沿道整備計画等 ソフトな検討・解析を行うもの 土質・地質の解析 測量調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・横断歩道橋（構造が複雑） ・トンネル設計（1km未満） ・上記に準じるもの ・付属施設設計 擁壁（高度） 補強土（高度） 法面工（高度） 法面工予備設計 アーチ、門型カルバート 門型ラーメン ・基礎設計 オープンケーソン、短杭、地盤改良 長寿命化修繕等詳細設計（構造計算と解析業務を要する） ・解析業務（下記のもので高度な技術力を要するもの） 長寿命化計画、地域計画、道路網計画、交通需要計画、交通量解析、経済調査、整備効果調査、生態系調査、環境調査、影響評価、景観設計、沿道整備計画等 ソフトな検討・解析を行うもの 土質・地質の解析 測量調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎設計 ニューマチックケーソン、深礎杭、鋼管矢板ウエル ・道路計画のフレームワークの設定（計画目的、範囲と対象、計画立案プロセスなど）…（道路構造令参照） ・整備効果把握などで広域的で最新の情報と手法に基づく業務 ・多様な機能を複合的に組み合わせた道路空間の計画、設計（道路構造令「Ⅱ道路の計画・設計の考え方」概説による） ・耐震設計。但し、落橋防止のみのものを除く。 ・解析業務（下記のもので難度の高い技術力を要するもの） 長寿命化計画、地域計画、道路網計画、交通需要計画、交通量解析、経済調査、整備効果調査、生態系調査、環境調査、影響評価、景観設計、沿道整備計画等 ソフトな検討・解析を行うもの 土質・地質の解析 測量調査
--	--	---	---	---

(河川関係)

一般的な業務		高度な業務		
簡易な業務	標準的な業務		①	②
	①	②		
・小規模・簡易な災害査定、実施設計、一般護岸設計 ・河川構造物の設計（安定計算を要しない簡易なもの）（特殊護岸、床止工、樋門・樋管、仮設構造物）	・簡易な水理・流出解析（合理式等） ・河道計画（実施図面） ・河川構造物の設計（安定計算を要するもの）（魚道、特殊護岸、床止工、樋門・樋管、仮設構造物） ・改良復旧や高度な災害査定、実施設計		・流出解析（貯留関数、不定流） ・水門及び堰（簡易） ・多自然川づくりの基本計画（護岸の設計を含む）	・高度な流出解析（総合治水、分派、ダム関連、高度な不定流等） ・治水、多目的ダムの設計 ・災害査定、実施設計（地すべり） ・河川排水機場設計 ・水門及び堰 その他相当高度な技術を要するもの

(下水道関係)

一般的な業務		高度な業務		
簡易な業務	標準的な業務		①	②
	①	②		
・開削工法（污水管）	・場内整備（修景等） ・開削工法（污水管） ・雨水の函渠、U型水路		・管渠設計 ・推進工法（小口径管、中大口径管、カーブ推進、長距離推進） ・シールド工法	・処理場設計（基本及び詳細設計） ・下水道事業基本設計（全体設計）の作成 ・下水道指針の改訂 ・雨水ポンプ場の設計（基本及び詳細設計） ・耐震診断・耐震詳細設計（レベル2）

備考

簡易な業務の開削工法（污水管）は
 設計延長 500m未満の一般的な設計
 構造物の下越し等の簡易な推進
 取付管推進

標準的な業務の開削工法（污水管）は
 設計延長 500m以上の一般的な設計
 若しくは下記の特種条件を含んだ設計

- ・ 標準的な小口径管推進（1 スパン概ね 100m 以下）
- ・ マンホールポンプ
- ・ 重要構造物（移設不可）に近接
- ・ 地盤改良

(水道関係)

一般的な業務		高度な業務		
簡易な業務	標準的な業務		①	②
	①	②		
・小規模な配水支細管布設(替)設計業務	・配水支細管布設(替)設計業務 (部門登録は求めない)		・配水本管布設替、ルート検討設計業務 ・推進工設計業務委託 ・新設水管橋の設計業務 ・減圧弁設置実施設計業務 ・耐震型緊急貯水槽設置実施設計	・配水本管布設替、ルート検討設計業務 ・管路、水管橋の耐震診断 ・水管橋耐震補強詳細設計 ・コンクリート大型構造物の耐震診断 ・コンクリート大型構造物の耐震補強詳細設計 ・配水ブロック化実施設計 ・水道施設設計(基本及び詳細設計)

(農水関係)

工種	一般的な業務		高度な業務
	簡易な業務	標準的な業務	
頭首工	・構造が単純で規模が小さいもの(実施設計)	・普通の技術力を要するもの(構想及び基本設計)	・特に規模が大きいもの ・河川協議を伴うもの ・基礎工事が複雑なもの
ポンプ場	・口径350mm以下の機場(実施設計)	・普通の技術力及び規模を要するもの(構想及び基本設計)	・口径1,000mmを超える用水機場 ・口径2,000mmを超える排水機場 ・河川協議を伴うもの ・基礎工事が複雑なもの
ほ場整備	・普通の技術力を要するもの(実施設計)	・普通の技術力を要するもの(構想及び基本設計)	・施工場所が急傾斜地の場合 ・施工場所が地すべり地帯の場合 ・事業計画をとりまとめるもの(構想及び基本設計) ・施工場所が都市近郊の場合(実施設計)
畑地かんがい施設	・普通の技術力を要するもの(実施設計)	・普通の技術力を要するもの(構想及び基本設計)	・施工場所が急傾斜地の場合 ・施工場所が地すべり地帯の場合 ・事業計画をとりまとめるもの(構想及び基本設計) ・複雑な施設設計の場合 ・施工場所の現場条件が特殊な場合
農道	・普通の技術力を要するもの(実施設計)	・普通の技術力を要するもの(構想及び基本設計) ・構造が複雑なもの(実施設計) ・附帯施設が多いもの(実施設計)	・道路トンネル ・施工場所が市街地の場合 ・施工場所が急峻な山間部の場合 ・橋梁設計

【地質調査業務】

(道路関係)

一般的な業務	高度な業務
・地盤調査全般	・技術解析を含む業務 ・軟弱地盤解析 浸透流解析 地すべり解析 液状化の判定 ・構造物基礎解析 近接施工対策 各種FEM解析

(3) 総合評価方式一般競争入札での発注について

測量調査設計業務委託について、業務内容等に応じて必要な場合には、総合評価方式で入札を行うものとする。